

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う町の緊急経済対策【第2弾】について

掲載日 令和2年5月15日

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による外出自粛や営業自粛等の影響を受けている地域経済や住民生活への支援といたしまして、阿賀町第2弾の緊急経済対策事業について5月20日の町臨時議会へ所要経費の補正予算案を上程いたします。

町内事業者へ対する緊急支援制度の拡充

事業規模 5,500万円

○事業継続支援給付金制度（その1）

外出自粛や営業自粛による影響を受けている全事業者へ一律10万円を支給
※商工会への加入が対象要件となります。

○事業継続支援給付金制度（その2）

売上の減少率が国が行う「持続化支援給付金」に該当とならない売上減少率30%以上50%未満の事業者へ町独自の給付金を事業継続支援給付金制度（その1）に上乗せして支給
※商工会への加入が対象要件となります。

売上額が前年度同時期（3月から5月）と比較し
30%以上40%未満の事業者 5万円
40%以上50%未満の事業者 10万円

問い合わせ 阿賀町役場 まちづくり観光課 観光商工係
電話 0254-92-4766（直通）

子育て世帯への生活支援事業

事業規模 580万円

○子育て応援給付金の給付

長引く学校休業による家庭での経済的負担の増加など、感染症により影響を受けている子育て世帯を支援

国の制度の子育て世帯への臨時特別給付金とは別に町独自の支援金を給付
高校1年生から3年生1人につき2万円
ひとり親家庭等の児童1人につき2万円※対象児童等が高校生の場合は上記に上乗せ支給
※ひとり親家庭等とは、ひとり親家庭等医療費助成を受けている世帯となります。

問い合わせ 阿賀町役場 こども・健康推進課 こども係
電話 0254-92-5762（直通）

ふるさと出身者応援事業

事業規模 280万円

○郷人会員への応援事業

感染症による外出自粛や帰省往来自粛要請など日常生活に影響を受けている郷人会員のみなさんを支援

町特産品などを送付

○県外で頑張る学生への応援事業

感染症による外出自粛や帰省往来自粛要請など日常生活に影響を受けている学生のみなさんを支援

町特産品などを送付

問い合わせ 阿賀町役場 まちづくり観光課 観光商工係
電話 0254-92-4766（直通）